

## 別記様式5

被 処 分 者	認定証番号	埼玉県公安委員会 第 43-0512 号
	自動車運転代行業者の名称 又は記号	KM運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	本庄市
処 分 年 月 日		令和4年12月2日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根 拠 法 令		自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第12条(保険契約等締結義務違反)
処分を行った都道府県		埼玉県

## 別記様式5

被 処 分 者	認定証番号	埼玉県公安委員会 第 43-0480 号
	自動車運転代行業者の名称 又は記号	扇代行サービス
	主たる営業所が所在する市町村	入間市
処 分 年 月 日		令和5年3月24日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根 拠 法 令		自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第12条(保険契約等締結義務違反)
処分を行った都道府県		埼玉県

## 別記様式5

被 処 分 者	認定証番号	埼玉県公安委員会 第 43-0476 号
	自動車運転代行業者の名称 又は記号	Daiko代行
	主たる営業所が所在する市町村	加須市
処 分 年 月 日		令和5年7月14日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの
根 拠 法 令		自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第12条(保険契約等締結義務違反)
処分を行った都道府県		埼玉県